

「監査委員の意見と併せて提出される書類」は、決算をいうものであり、地方自治法施行令第166条第2項に規定する政令で定める書類は、含まれないものとされている。

以上により、平成18年度決算認定の数値を一部改ざんしたものは考えておらず、付属書類の訂正を行ったものと考えているので、ご理解をいただきたい。

◎合併について

松野町との合併について

住民の住民による住民のための合併こそが、今回の平成の合併の理念であり、目的である。住民のための合併なので、合併の議論は住民に開かれているものとして、協議会のすべてを包み隠さず公開し、合併の是非を住民の皆さんに判断していただくことが最も肝要であると考えており、合併協議会の全審議内容と会議資料を「協議会だより」やホームページ等で率先して公開しているところである。

合併協議会におけるこれまでの協議は、決して強引に進めてきたとは考えておらず、また、一方的に押し付けられたとも思っていない。真摯に誠意を持って協議を進めてきたつもりである。これまでの議事録等を確認していただければ、決して「丸呑み状態」だと言われるいわれはないと確信している。

合併ありきで強引に協議を進めているのではないか。

財政状況が厳しい今日において、新合併特例法の特例措置の一つである普通交付税の合併算定の特例措置を受けることができない合併は、行政の責任者として、考えることはできない。合併をするのであれば、新合併特例法の期限内である平成22年3月末までに合併すべきであり、平成22年4月以降の合併の検討など到底できないと考えている。このために協議を進めているのであり、合併の是非を住民の皆さんに十分に検討していただくためにも、少しでも早く協議結果を示すべきであると考え、協議を進めている。

全国町村会の「合併によって、中央部と周辺部の格差が生じ、過疎地域が衰退した」との報告について

鬼北町でも同様の状況が指摘されており、様々な合併の功罪が取りざたされている。しかし、指摘されている事項は、今後の町づくりの大きな教訓として、問題解決に向けて努力していかなくてはならない自治体の抱える課題の一つであると考えている。

横山 二郎 議員

◎無保険者の対応について

無保険者の世帯数と子どもの人数について

鬼北町の国民健康保険被保険者の中で資格証明書発行世帯は、現在、6世帯である。その内、中学生以下の子どものいる世帯は3

世帯で未就学児1人、小学生4人、中学生2人の計7人となっている。

等妙寺旧境内の国指定に向けた取り組みは、これまで携っていた数多くの方々の熱意と努力によって、ようやく平成20年3月28日国の史跡として指定された。

無保険者が安心して受診できる最小限の体制づくりについて

当町では、資格証明書を発行する場合は、1年以上保険税を滞納した世帯に対して交付することとしているが、分納誓約等により未納額の解消が見込める場合は、短期保険者証を交付し、医療費の負担増により、病院での受診ができないということがないよう対応している。

しかしながら、当該世帯は、これまで税務課・町民課の担当職員と幾度となく面談し、納付相談や納税指導とともに国保制度の趣旨の説明を行い、分納誓約により短期被保険者証を交付していたが、分納誓約後も全く納付がないものや途中から全く納付がなく長期化している世帯のため、やむなく、資格証明書の発行をした。現在、国では、資格証明書の発行について、きめ細かな対応をするよう通知がなされ、当町としても、できるだけ未納者に対して資格証明書の発行とならないよう対応したいと考えている。また、制度見直し等も検討されている中、国の動向を踏まえるとともに、国・県の指導等を受けながら、適切に対処したいと考えている。

等妙寺遺跡について

国指定の意義・成果・継承について

議員ご指摘の出土遺物の展示は、現在明星が丘を会場として企画展を開催している。そのほかの出土遺物は、セキユリティ等の問題もあるため生涯教育課で保管管理を行っている。記念講演会の開催は、本年度中世山岳寺院研究会を招へいし、講演会の開催に向けて準備を進めているところである。

◎明星草庵について

損壊箇所改修について

平成15年度に屋根の茅葺の全面改修を行ったが、現在裏山の木々が屋根を覆い、日当たりも悪く部分的に損傷が目立ってきていることは、議員ご指摘のとおりである。今後修復に向け調査を行い、整備